改正処理法 政省令事項素案

下請け運搬は修繕500万円、$1m^3$以下

場外保管に届出義務

許可7年は健全財務も

環境省は8月3日、都内で開かれた中環審の廃棄物処理制度専門員会で、改正廃棄物処理法の政省令事項素案を公表した。ここでは素案から、事業場外の保管届出、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外、産廃収集運搬業許可の合理化、優良業者に係る許可期間の特例制度－について、抜粋して紹介する。

2. 事業場外の保管届出（法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項関係）

事業者は、環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする（法第12条第3項及び第12条の2第3項）。

非常災害のために必要な応急措置として保管をしたときは、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（法第12条第4項及び第12条の2第4項）。

法律の施行日時点で行われている保管については、環境省令で定めるところにより、施行日から3カ月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない（改正法附則第6条）。

(1)届出対象となる廃棄物（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）とする。

(2)届出対象となる保管（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める保管は、300立方㍍以上の保管場所で行う保管とする。

ただし、以下の保管については、別の制度により当該保管について都道府県知事が把握することができることから、本制度による届出義務の対象からは除外する。

・排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可（積替保管を含む）又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管

・排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に当たって行う保管

・排出事業者がPCB特別措置法第8条の届出を行った場合における当該届出に係るPCB廃棄物の保管

(3)届出事項（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

・法第12条第3項及び第12条の2第3項で定める環境省令は、次のとおりとする。

①届出書には、以下の事項を記載することとする。

・保管場所としての使用開始年月日

・保管を行おうとする排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先

・保管を行おうとする場所の所在地、面積

・保管を行おうとする産業廃棄物の種類

・保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）

・当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限

・屋外で容器を用いずに保管を行おうとする場合にあっては産業廃棄物の高さの上限

・保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称

②届出書には、以下の書類を添付することとする。

・保管場所付近の見取図

・保管場所の区域及び面積を明らかにする平面図

・保管場所の土地の登記事項証明書（保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）

(4)事後届出の対象となる場合

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として当該保管を行う場合とする。

(5)事後届出の届出事項

法第12条第4項及び第12条の2第4項で定める環境省令は、次のとおりとする。

①届出書には、以下の事項を記載することとする。

・保管を開始した日、保管期間

・保管をした排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先

・保管をした場所の所在地、面積

・保管をした産業廃棄物の種類

・保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）

・当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限

・屋外で容器を用いずに保管した場合にあっては産業廃棄物の高さの上限

・保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称

・応急措置として保管した理由

②届出書には、以下の書類を添付することとする。

・保管場所付近の見取図

・保管場所の区域及び面積を明らかにする平面図

・保管場所の土地の登記事項証明書（保管をした土地について事業者が所有権を有さない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）

(6)届出事項の変更時の届出

(3)の届出を行った事業者は、届出事項を変更しようとする場合には、事前に、届出事項のうち変更のあるものについて届出を行わなければならないこととする。

(7)施行日時点で行われている保管についての届出

(3)の場合と同様の届出書及び添付書類により届出を行うこととする。

5. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外（法第21条の3関係）

建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が排出事業者となるが（法第21条の3第1項）、環境省令で定める廃棄物について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす（法第21条の3第3項）。

法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物は、次のいずれにも該当するものとする。

①建築物その他の工作物に係る維持修繕工事（新築工事若しくは増築工事又は解体工事を除く）であってその請負代金の額が500万円以下である建設工事（ただし、同一の者が二以上の契印に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす）又は新築工事若しくは増築工事若しくは維持修繕工事の工事完成引き渡し後、それらの工事の一環として行われる軽微な修繕工事（瑕疵補修工事）であって、請負代金相当額が500万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物であること。

②特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。

③1回に運搬する廃棄物の容積が1立方㍍以下であることが明確な廃棄物であること。

④当該運搬の途中で積替えのための保管を行わないものであること。

⑤運搬先が元請業者の指定する保管場所（元請業者が所有し、又は使用権原を有するものに限る）又は廃棄物の処理施設（元請業者が設置するものに限る）であって、当該廃棄物が排出される事業場（すなわち建設工事現場）と同一の都道府県に存するものであること。

⑥下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した別紙（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該別紙及び請負契約の写し（瑕疵補修工事にあっては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しがなされた事実を確認できる資料）を携行するものであること。

7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（法第24条の2及び現行令第27条関係）

この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる（法第24条の2第1項）。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、廃棄物再生事業者の登録に関する事務以外の事務は、地方自治法上の指定都市の市長、中核市並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「指定都市の長等」という）が行うこととする（現行令第27条）。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替え又は保管を行う場合にあっては、従前通り、当該積替え又は保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長が行うこととする。

8. 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度（法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項関係）

産業廃棄物処理業の許可は、5年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項）。

(1)産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、以下の基準（以下「優良基準」という）の適合性審査の申請を行うことができる。この場合にあっては、通常の許可申請時の提出書類に加え、当該審査に必要となる資料を提出しなければならない。

①過去5年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）、廃棄物処理法、浄化槽法及び現行令第4条の6各号に掲げる法令に基づく不利益処分（他の都道府県・政令市における不利益処分を含む）を受けていないこと。

②5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。

③事業活動に係る環境配慮の取組が、ＩＳ０１４００１、エコアクション21等の認証制度により認められていること。

④次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）に、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること。

・会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）

・許可内容（事業計画の概要等）

・施設及び処理の状況（事業の用に供する施設の種類及び数量、産業廃棄物の一連の処理の工程※等）

※産業廃棄物の一連の処理の工程には、以下の事項を含めて記載すること

a)過去1年間の廃棄物の種類ごとの受入量

b)過去1年間の処分量（減量を行った量等を含む）

c)過去1年間の処分委託先（ただし、処分委託先の個別名称については公表を任意とする）、処分委託先ごとの処分委託量、処分委託先における処分区分及び再生を行う場合にあっては再生品の用途

d)過去1年間の売却先（ただし、売却先の個別名称について、は公表を任意とする）、売却先ごとの売却量及び売却品の用途

・焼却処分を行っている産業廃棄物処分業者である場合にあっては、直前1年間の熱回収の有無及び実績

・産業廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、低公害車の導入状況

・直前3年間分の財務諸表

・料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法

・組織体制（社内組織、職務分掌等）

・生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度

⑤電子マニフェストの利用が可能であること。

⑥財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。

a)過去3カ年の平均自己資本比率が10%以上であること

b)過去3カ年の経常損益の合計額に過去3カ年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円以上であること

c)国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料及び維持管理積立金の納付額に未納のものがないこと

(2)都道府県知事は、当該申請者が優良基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とし、それ以外の場合は5年とする。

平成22年8月16日
週刊循環経済新聞